

本年度社労士試験合格者体験記 (2)

本誌11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も、再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK! 受講生募集中

愛知県下各労働基準協会主催 社会保険労務士試験受験対策総合講座 問合先 ☎052-961-1666 (名北・総合受付)

「努力することによって能力は
つくられる」を体感

塩谷善弘さん

勤務先で総務関係の業務に携わることになり、労務関係の知識の必要性を感じたため、社会保険労務士の資格に興味を持ち始めたことが受験のきっかけです。



教室の仲間達と議論すること
で知識を深めました

田上麻由美さん

法律を体系的に学べたらと思い受講しました。名北基準協会の社労士講座は、試験対策のみならず、実務に直結するような話題も豊富なので実践的に学ぶ事ができます。

先生方が親身にサポートして下さる家庭的な環境で、教室の仲間達とは議論することで知識を深

めました。皆から刺激を受けて、私も必ず合格したいと思うようになりました。合格への道は容易ではありませんが、家族の支え、仲間達の情熱、先生方の応援に励まされ達成する事ができました。合格に導いて下さった皆様のお力添えに、心から感謝しています。

(会社員・48歳)

独学で勉強を開始しましたが、1回目の試験終了後、独学の限界を感じていたところ、本講座の案内書が目にとまり、受講を開始しました。対策講座の重複受講と通勤時間を活用したテキストの精読により、知識の定着化を図りました。ここ2年は選択式問題が合格点に達しなかったこともあり、この1年は選択式の

問題集にも取り組みました。直前期となると、直前講座のスライド資料とテキストの精読により、愚直に基本知識を詰め込みました。今回の受験体験により、小学校時代に「努力することによって能力はつくられる」と何度も暗唱したことを思い出しました。

(会社員・56歳)

労働○×クイズ (121)

問 使用者は、年次有給休暇の取得義務化により労働者に有給休暇を時季を定めて与えるに当たっては、あらかじめ、法の規定により有給休暇を与えることを労働者に明らかにした上で、その時季について労働者の意見を聴かなければならず、これにより聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。



答えと解説は19ページをご覧ください。

勝ちに不思議の勝ちあり 負けに不思議の負けなし

井野恵介さん



座右の銘でした。
過去4回、選択式問題
が1点届かず不合格の後、

今年逆に救済合格。何
が起こるか分からないも
のです。
労働審判中、社労士と
接した事が目指すきつか
けです。

勉強の心掛けとして、
(1)本試験を分析し、弱
点は毎日アプリ等で接触

(2)先生と雑談、なんで
も相談

(3)自分目標を厳に(救
済不要、択一50点を合格
ラインに)

(4)1日複数科目、5分
でも隙間勉強を大切に。

小目標達成を積み重ねる。
日々継続を

(5)ながら勉強もOK
(晩酌、テレビ、散歩、
ジム等しながら)

(6)時間、場所、気分
に応じ学習内容を決定。勉
強環境をまめに変更(例

を把握し、

(2)テキスト収録の過去
問も使って理解が薄い穴
を見つけ、

(3)講座のボイスレコー
ダー等インプット

を組み合わせて、読み
飛ばしや聞き飛ばしの穴
を塞ぎ定着させる、とい
うステップです。

先生方の温かい励まし
とご指導に心から感謝い
たします。

(会社員・58歳)

え、通勤↓講義、風呂
↓判例、昼休憩↓択一ア
プリ、テレビ↓秒トレ)
等

(7)苦手箇所は『理解し
やすい教材』で学習。ベ
ース教材と分けて使用

(8)決めた事のやり残し
は不安の種、全てやり切
る。七尾神社祈禱、鉢巻、
梅干も!

ひとつでも参考になれ
ば幸いです。

最後に、社会に貢献で
きるよう励みます。先生

方、これからもよろしく
お願い致します。
(井野社会保険労務士事
務所・46歳)

社会労務士試験受験を 振り返って

奥村 浩さん

会社員としての職業生
活も終盤となり、長く働
けるフィールドを広げた
いと考え資格取得への挑
戦を始めました。
試験をクリアするには、
労働法令や社会保険の制
度・しくみを理解し、学
習の反復で頭に定着させ

る必要があります。反復
を効果的に定着につなげ
るため、いかに理解不足
のところを気付き、印象
づけるかを意識して学習
しました。
具体的には、
①講座受講とテキスト
による予習復習で全体像

労働〇×クイズ ⑫1 答えと解説

答え ○

解説 年次有給休暇が年10日
以上発生する労働者には、
年5日は必ず時季を指定
し取得させなければなりま
せん。ただし、労働者が5日以上取得していた、
計画的付与で5日以上取得していた場合は除
きます。また、就業規則に関連規定を記載し、
年次有給休暇管理簿を作成する必要があります。



(労働基準法第39条
令和2年社会保険労務士試験出題参照)

社労士講座 年金基礎講座

令和7年3月9日(日) 9時~5時
受講料 5750円 (DVD受講可)

本講座のみのご利用可。
難しい年金の基礎知識を
わかりやすい事例で学ぶ

